

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成 26 年 5 月 30 日（金）17:19～18:09

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 秋山 咲恵 株式会社サキヨーポレーション代表取締役社長

委員 工藤 和美 シーラカンス K & H 株式会社代表取締役
東洋大学理工学部建築学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

藤原 誠 文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当）

藤原 章夫 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

小林 万里子 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室長

安井 順一郎 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課企画官

山田 泰造 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課課長補佐

西田 憲史 文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室長

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 公立学校運営の民間への開放（公設民営学校の設置）

3 閉会

○藤原次長 それでは、国家戦略特区のワーキンググループの関係省庁からのヒアリングを開始いたします。

八田座長から指示をいただきまして、「公立学校運営の民間への開放」をテーマといたしまして、文部科学省から藤原審議官ほか皆様にお出でいただいているところでございま

す。

簡単な経緯だけ当方から資料も出させていただいておりますけれども、去年の10月18日に公立学校運営の民間への開放ということで政府決定をさせていただいております。附箋を黄色く張ってございますけれども、特区関連法案の施行後1年以内を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。全く同じ形での文言が法律にも手当てされまして、12月13日をもって施行という形になっているわけでございます。

特区の諮問会議が3月28日、これは4回目になりました。特区を指定させていただいた回でございましたけれども、そのときに、これは文部科学大臣の資料でございますが、副大臣のほうから、こういった形で検討状況ということで御報告をいただいておりますが、その後の進捗状況等々を含めて今日はお越しいただいたということでございます。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくださいまして、ありがとうございました。6月の成長戦略の発表までに間に合わせようということで、本当に急いでお願いしております。この「公立学校運営の民間への開放」ということで検討課題になっておりますので、これが今どのような状況にあるかをお話しいただければと思います。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○藤原審議官 それでは、初等中等教育局の審議官の藤原でございます。私のほうから、現在の状況について簡単に御説明を申し上げます。

今、御案内のとおり、特区法の附則で、法施行後1年以内を目途に検討して必要な措置を講ずるという規定がされていまして、他方、御案内のとおり、大阪市のほうで、昨年10月～2月ぐらいにかけて、かなり時間をかけて市場調査みたいな形で色々な提案を中で受けて議論をしてきて、事業者からのヒアリングを実施してきて、その上で具体的な提案の検討がなされました。

その間、文部科学省としても、大臣の指示のもとで、西川副大臣を主査とする具体的な検討チームを立ち上げてまして、過去の公設民営学校の議論の整理をした上で、関係の有識者からのヒアリングをしたり、さらに大阪市がやっている市場調査の結果もきちんと分析したり、色々な論点整理をしてきているということを並行してきてやっています。

その間、文部科学省は事務的に大阪市のサイドと向こうの検討状況も含めて擦り合わせ的なこと、あるいは大阪市が考えていることに対して、文部科学省としては色々こう考えるのだというようなことで投げかけもしたりしてきているということはございます。ただ、何分非公式なものでありましたし、また、大阪市のほうでの具体的な提案が教育委員会のほうで決定されたのが今月の27日ということでございまして、それを文部科学省のほうに大阪市の教育委員会の担当部長が持ってきたのが昨日でございまして、そのとき初めて一応正式に受け取ったという状況にあるということです。

実は、これからきちんと文部科学省としては中身を、先方の提案に対する文部科学省の考え方を詰めていかなくてはいけない、それを返していくかなければいけないということになります。事実上は今までやりとりしてきておりますので、かなり論点としては整理を今し

ている状況にございます。これはきちんと下村文部科学大臣にも上げた上で、大阪市に対しては速やかに我々の考え方を伝えて、実際、大阪市の提案を実現化していくためにどうすればいいのかという議論を速やかに開始しなくてはいけないとは思っております。時間的な制約もかなりありますので、そういう中で一生懸命我々としてはやっていきたいと考えています。

他方、この間ずっと、最初からの議論でそうだったのですが、自民党のほうが特に文部科学部会、あるいは文部科学大臣、あるいは文部大臣経験者、いわゆる文教族の先生方を中心に、国家戦略特区における公設民営学校の方向性について色々な御意見を出されているということもありまして、それに対する説明とか説得とか、そういうことについてもきちんと与党ですのでこれからやっていかなくてはいけないということもあるわけなので、そういう意味で、現時点で大阪市とこれから実際の表でのキャッチボールが始まるということもあり、また、自民党を含めた公明党もそうなのですけれども、与党との関係もきちんと整理していく、そういう環境整備を整えた上で、制度設計をして実現に向っていくことでございますので、急がなくてはいけないという要請はきちんと受け止めつつも、どの程度の段階でそれが成案としてできるかということについて、今日、現時点においては、大阪市からの提案があった翌日ということもあるので、まだ今の時点ではなかなか明確なタイミングというのはお答えしにくいという状況にあるということです。

本日まだ具体的な大阪市の提案に対する色々な論点があるわけなのです。例えば申し上げますと、下村大臣が国会で既に明確に述べているのですが、今回の公設民営学校の主体として、委託みたいな形になるのかよく分かりませんけれども、実際に運営する主体というところについての性格について、大臣は明確に国会で非営利の法人のようなものを答弁で述べられています。

他方、今回大阪市のほうから出てきたものについては、非営利性を前提としながらも、営利性のある団体についても検討してもらえないかということを言ってきてるので、それについては、大臣がこう言っている中で、どこまで大阪市の提案について実現に向けて検討するかということは多分時間もそれなりにかかるというようなことがございます。

これは一つの一例なのですが、そういうことも含めて、なかなか法的に詰めなくてはいけない課題も十分たくさんあるという中で、きちんと仮に作るのであれば、いい制度を作らなくてはいけないし、途中で瓦解するような制度では困りますので、それはきちんと我々は役所として責任ある対応をしていきたいと考えているというのが今日現在の段階の状況報告でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

あと論点として、ほかにはどういうことが今挙がっていますか。

○藤原審議官 論点としては、ほかに今、実施主体のことをお話し申し上げましたが、例えば、法的な委託かどうかはともかくとして、任せなくてはいけないわけなのですけれども、その任せるやり方が、大阪市のほうはいわゆる現在ある指定管理者制度、あるいはそれに類似するようなものみたいなものをイメージして御提案いただいております。

他方、現在、指定管理者制度というのは、よく美術館とか博物館とか、ああいうところを民間業者が請け負って管理運営するとあるのですが、学校のような活動の中身のあるものについて、単に箱を管理するというのではなく、学校の教育活動も含めて入学の許可とか退学の処分とか、そういう公権力性もあるものを含めて全部指定管理者制度で本当に出来るのかどうかというようなこともきちんと議論しなくてはいけないという論点もございます。

お金を支援してくれるという話もあるのですが、これはまた今度は憲法89条との関係で本当にどこまで民間の、この場合、私立学校ではなくなるわけなので、公立、公設民営ではあるのですけれども、請け負うというか、委託される団体が民間団体の場合、では憲法89条の公の支配に属するか属さないかとか、そういう議論でどこまで公的なお金が出せるかというような議論も実はあるのかなということもあります。

公設民営学校で勤務する学校の先生については、普通の公立学校ですと、今は地方公務員という身分を持っていますが、この公設民営学校で勤務する先生の身分は一体何なのだと。常識的に見ると、公務員ではない非公務員なのですけれども、では、非公務員の場合、教員の政治的な活動を一般的には制限されてたりとか、あるいはストライキはできないとか、そういうような制約をどこまで非公務員にかけることができるかという身分上の取扱いなども大きな論点になると思います。

あるいは、実際に公設民営学校を受けて管理運営する主体が民間の事業者だった場合、それが経済的に破綻したような場合どうするかというセーフティネットのあり方とか、そういうことについてもきちんと考えていいかないといけないと思います。

本当に学校として成り立たしめる、しかも、そこに子どもたちを通わせるということを考えれば、色々なことを詰めないとまずいという。今申し上げたのは全てではないのですが、大きな論点としてはそういうのが考えられるということです。

○八田座長 どうもありがとうございました。

でも、今おっしゃったようなことは、ある意味で大阪市からの提案を待つまでもなく、行政として大方針があるべき事柄ですね。経済的破綻があった場合に、普通の私立大学でもどうするかということと、国立大学だって潰さなければいけない場合があるでしょうし、どうするかといったことと共通していますし、補助の問題も、例えば、厚労省では今度は憲法89条の問題を解決するために実質的なバウチャーのように、子どもの数に応じて補助金を出すというような工夫を保育園に対して来年の春から一般的にやるようになりました。そういうようなことは当然ここでも厚労省の方針として考えられることだから、大阪の具体的な提案、市場調査などが遅れたのが理由でというのは分かりにくいと思うのです。

株式会社というのは当たり前のことで、それをこここの議論でも、例えば、スポーツの選手、サッカーが強い選手をなかなか体育の先生として雇いにくい。そういうときに、民間のスポーツクラブから雇えばいいではないかというような議論はここでも議論としてあったと思います。英語だって、英語学校で有能な先生にいらしていただければいいではないかという議論はあったと思いますので、これがそんな遅くなる理由にはならないのではな

いかなど。去年お決めになったときに、ある意味では、今挙げられたような論点は解決策をお持ちになっていたのではないかと私は思っていたのです。

さらに、それに加えて大阪市の固有の問題が何かあればそれは議論しましようということだと思うのですが、そのところが大阪市の持ち出した問題で、予想を超えた問題が何かあったのかなという気がするのです。

○藤原審議官 そもそも論として、大阪市が今度提案してきた中身というのは技術的には今申し上げたような問題があつて、実は、我々文部科学省のほうも検討が遅れていたというところはあるので、これは自民党の部会のほうからも怒られまして、一生懸命今検討して、できるだけ早くしようとしていた考え方をまとめて大阪市に投げ返すという作業をしたいと思います。

ただ、そもそも論として、大阪市の提案が本当に国家戦略特区のような形でしかできないのかどうか。やろうとしていることを見ると、既存の文部科学省のスキームでも十分できるようなものなのではないかという気もしてならないし、彼らがやろうとしていることが中高一貫型で国際バカロレアもやって云々という目的でやってきているのですけれども、これはほかの自治体では、このような国家戦略特区を使わなくとも今やろうとしているというものでして、国家戦略特区を使ってやらなくてはいけないブレークスルーがあるようなものを実は我々期待していたのですが、どうもそういうものではないなという印象がございます。

○八田座長 私は特に大阪市の人と話したわけではないのですが、本当に今の言葉は心強いお言葉で、向こうはある意味で臆病になっている面があるのかなという気がするのです。あまり私ばかり話してもあれですから、ほかの委員にお渡ししますけれども、そもそも、これはどこかの特定のところの提案をもって法律を改正するというよりは、大阪市はどうでもいいから我々で議論して、こういう特区における公設民営の姿を作りましょうねというのをまず作って、そして、それで乗ってくるかどうかということが原則だらうと思うのです。

一つの特定のところに合わせて法律を作るというのは、ある意味では法律の作り方としてはおかしくて、もうこれは天下国家にとってこれがいいのだから、これを作るよと、少なくとも最初は特区でやるよと、やりたければこの中でやりなさいという、それがおそらくいいと思うのです。今おっしゃった方法はまさにそういうようなことを考えましょうということですから、大阪市などを突き抜けてできることを文部科学省で提案されていいのではないかと思うのです。せっかくこういう枠組みがあるのに一部しか使わないのかと言って、将来はもう少し拡大して使いなさいねということがあってもいいのではないかと思うのです。

すみません、では委員の方から意見を伺いたいと思います。

○秋山委員 今の八田先生のお話の流れでいきますと、これは今日の文部科学省の公設民営というテーマに限ったことではないのですけれども、昨年からずっと特区のワーキングとして制度設計したり、あるいは皆さんと色々議論させていただいたり、あとは去年の夏

に第一次の提案募集をさせていただいて、その中からヒアリングなどもさせていただいたときに、私は一民間人として、色々新鮮に感じたことがあって、そのうちの一つが、やはり地方の自治体の方から見て、中央官庁の方針だとか相当精神的にがんじがらめになっているのではないかというのが、すみません、これはもう本当に一般一民間人として受けた新鮮な印象だったのです。

同じ話になるのですけれども、だからこそ、今回の国家戦略特区においては、国としてもっと成長戦略に貢献できるような新しい取組を色々議論があるのだったら、まず特区でやってみようではないかということを国がむしろ後押しするというようなことが今回のコンセプトだと思っています。私はそういうように考えているのですけれども、そこからいくると、今日のこのテーマに関しては、今年、文部科学省のほうで記者会見された佐賀県の武雄市の新しい取組がございますね。私も非常に面白いもので、樋渡市長からもお話を伺ってみたりとかしたのですけれども、形としては公設公営というか、今の制度の中でおやりにはなっているのですけれども、小学校で実質民間のノウハウを小学校の授業に活かす。コンテンツは民間のいいものを持ってきて、先生はある意味コンテンツを教える側というよりは、もっとコーチ役みたいな形で教育の質。あれは教育の質、いいコンテンツを持ち込むということと、あとは先生方の負担も、もう何でもかんでも新しいものも全部自分で身に付けて、それで教えなければいけないということから解放されて、もっと先生の仕事に対するモチベーションだとか、本来、生徒の寄り添ってやらなければいけない仕事にもっと集中できる素晴らしい取組だと思っているのです。その樋渡市長などとお話ししても、公設民営とはいきなりはもしかしたらいいかもしれないけれども、せめて先ほどおっしゃっていた、大阪市がおっしゃっている指定管理者制度みたいな、ああいうものがもっと使えれば、自分たちはこんなに苦労しなくて済んだのになどというようなお話を聞く機会があったものですから。

あと、武雄市で今やっている取組などは、近いものは例えば、東京などでも学校で、例えば、生徒にiPadなどを配って、リクルートのコンテンツを使ってそれで授業をやるなどということはもう当たり前のようにどんどん進んできているのです。今こういう世の中の流れがある中で、特区の議論としての公設民営の議論がそれに遅れるというか、実態がこれからどんどん先行していく中で、制度が後から追っかけるというよりは、むしろそういう新しい流れを先取りして、まさに国家戦略特区で文部科学省としてこういうものを後押しするよというように打ち出していただきたいと本当に思うのです。ですので、先ほどのいくつかの論点について、提案もそうですけれども、もっと通していければいいよねというような議論をさせていただきたいというのが1点。

あともう一点、前回、私はヒアリングに参加できなくて議事要旨で確認させていただいたものがあって、今日御紹介があった、特区法で1年以内にという期限の部分なのですけれども、これは去年の12月に特区法が出来ていますので、今日まだ国会は開いていますけれども、現実問題としては、今の通常国会に今から間に合わなければ臨時国会でも、ある程度去年のこの特区法で、1年以内にはちゃんと検討して必要な措置を講ずるといった

部分、この宿題を何とか年内にちゃんとやり切るためにはどうしていったらいいのかという、それを是非議論させていただきたいなと思っています。

○藤原審議官 武雄市の事例はおっしゃるとおり非常に革新的なものです。市長がそういうことを考えても、まだ制約があってできないという部分があるのかもしれませんけれども、かなりやられていますね。あれは文部科学省のスキームで、元々自由な仕掛けができるようにしていますからできるというのがあると思います。

1年以内の話については、私もよく分からぬのですけれども、先だっての文部科学部会で質問が出て、これは内閣官房のほうから、1年以内というのは1年以内の結論を得るというところまでで、それを受けた措置については、はっきりおっしゃっていなかつたというように私たちは認識していました、ですから、この施行から1年というところまでにきちんと制度設計をした上で、法改正が必要だったら、来年の通常国会でやればいいというように御答弁されていた趣旨を踏まえると、そういうように受け止めているのですが、それでよろしいのですね。

○原委員 それはどなたですか。

○富屋室長代理 私がそのような答弁をしたかと。明確に記憶はありません。

○藤原審議官 少なくとも、そのとき私ども文部科学省の出席者はそういうように受け止めましたので、それがもし違うのであれば自民党の部会に対してきちんと御説明をいただければと思います。

○原委員 部会でどういう説明をされたかとかというのは、私どもは全く分からぬのです。

○富屋室長代理 御説明した記憶はないのですが、附則に沿って1年以内に検討していただくという趣旨をそのときに述べただけではないかと思います。

○原委員 常識的に考えて、この文章を見て、必要な措置が通常国会というのは考えられないことではないかと思います。

○藤原審議官 後で起こしてお渡ししてもいいのですけれども、別に言った言わないの話ではないのですけれどもね。

○原委員 それは私たちには関係ないので。

○秋山委員 元々国家戦略特区の精神から言えば、この制度をなぜやるかというところから言えば、すみません、私は普通に1年以内には見えるものを作るということだと理解しているのです。

○八田座長 次の通常国会か、臨時国会があれば、去年の12月に出来た法案ですから、施行されたのもそうですから、それまでにということがこれだけの成長戦略を進めようというときには必要なではないかなと思います。

○藤原審議官 繰り返しになりますが、今の大阪市の提案だと、わざわざ国家戦略特区を使わなくても出来てしまう。つまり、本当は私たちの期待としては、今の色々な教育関係の法律上の縛りがある中で、そういうのを穴を開ける。今度の次の通常国会できちんと法案を出しますと。その代わり、年内中でそういう制度官庁とかなりやりとりをしたもので

制度を設計してセットする。これが役人としての常識から言うと、それが普通の流れかなと。

国家戦略特区で急がなくてはいけないというのはよく分かるのですが、そこまで本当は思い切って突き抜けたものをやるのであれば、それぐらいの時間はいただきたいなという感じはいたします。

○原委員 分かりました。確認させていただきたいのは、今、大阪市からの提案が、突き抜けたものではないので、もっと法律の穴を開けるような大胆な提案をしてほしいということですね。分かりました。

正直なところ、私は大阪市からやや違う印象の話を聞いていたものですから、それは明確にこちらから、ちゃんと大阪市にもお伝えをするということでよろしいですね。

○藤原審議官 ただ、当然の前提としては、公設民営というのは公立学校一種であるということから来る公教育の性格をきちんと担保するという部分はあると思います。何でもかんでも自由というわけでは多分ないと。

○八田座長 できれば文部科学省のほうで、細かいところはいいから、大筋のこういう方針はちゃんとやれよということをお出しになると非常に分かりやすいと思います。やはり自治体のほうは、とにかく文部科学省がオーケーと言うかどうかに全てかかっているのだから躊躇しますね。そして、非常に安全性の高い方向で言ってくるかも分かりませんが、こことここはちゃんとやれよというのを最初に言ってくだされば、作るほうは随分楽だろうと思います。

文部科学省、どうぞ。

○藤原課長 今のお話の関連なのですけれども、そこはなかなか難しいところでございまして、そこら辺はずっと大阪市と内々に協議もさせていただいたのでありますけれども、私どもからすれば、もちろん固く言おうと思えば、いくらでも固くなるのです。既存の公立学校と同じものをやれば、それは問題があるというか、問題だと思われる事がどんどん小さくなるのでございますけれども、それだとなかなかうまく設計できないということであれば、そこを緩めましょうという話になっていくわけなのですが、トータルで結局審議官が冒頭申し上げましたように、私どもの一番説明、これから色々なところに説得をしていかないといけないことになるわけなのですけれども、ポイントとしては、公設民営でなければならぬ、そうした学校のビジョンみたいなものがうまく示せているかどうかというところが大きなポイントなのだと思います。

国際バカロレアというもの自体は確かに今あまりないので、これを進めるためにそうした公設民営を使つていいきたいということは一つの説明にはなると思うのですけれども、一方で、すぐ慎重な方から言われるのは、それは公立の学校でもできるだろうと、できない何をやりたいのですかという話になるのです。そこは、昨年の法案を通したときの経緯の中で、とりわけ自民党の文部科学部会のほうからは、どういう形でその制度を作るのかについて、しっかり部会で議論させてほしい、させろということを強く言われておりまして、先日、そこを部会でかなり議論をされたということで、私どもとしては、大阪市の正

式的な提案がない中で、あまりこうだこうだという話を出さないということもあって、今回ようやく出てまいりましたので、それを実際に示しながら、先ほど申し上げたような論点はこういうようにやっていくことを考えていますがどうですかという話を議論しなければいけない。

それについても先ほど申し上げたように、実際こういう学校が出来そうですというところをうまく説明できないと、なかなか議論自体が十分噛み合っていかないというようなところ、そこはお互いに協力しないといけないのでけれども、そういう関係にあるということをございます。

○原委員 大変心強いお言葉で、引き続き大阪市とやっていただければと思っております。

○八田座長 工藤委員、どうぞ。

○工藤委員 出されたものが何かを見ないままに発言がこちらもできないので非常に苦しいのですけれども、ただ、私も立場柄、仕事柄、全国の公教育を見ている立場にいるので、日本の公教育はもう津々浦々あるフラットなレベルに全部達していて、同じことをみんながやっているというのは皆さん御存じで、それは保たれているというのはすごいことだと思います。それがゆえに、どこか伸び代を止めているというところが多分あって、それを今までのやり方ではないところで何か伸ばせないかという話から色々こういうのが出ていると思うのです。

この文部科学省に関わること以外のさまざまな部局とか、先ほど秋山委員がおっしゃったけれども、要は上げてくる側と受け止めるこちらの官庁側のほうというのはギャップがあって、やはり国家戦略として受け取る側の文部科学省も、ここを引っ張り上げたいみたいなものを持っていてほしくて、そこは相乗効果で、ちょっと出てきたものをがっと育てて引っ張り上げるぐらいの気持ちでやらないと、多分八田座長がおっしゃったのもそういうことなのですけれども、なかなか待っていても小山でしかない部分があって、そこは今まで全体を見られている中で、大きな引っ張り上げる力を持っているのは文部科学省だと思います。そのあたりで多分今までと違うのは、問題になっている色々な障壁をクリアするだけではなくて、もっと新しいものをくつ付けて引っ張っていいではないかと私たちは思っているので、是非、昨日出てきた大阪市のものに対して、やはりそういう側面的というか、直球で引っ張り上げてほしいなと思うので、その可能性というのは現段階でどうなのですか。

○藤原審議官 先ほど武雄市の事例を御紹介いただいたとおり、今の制度でも、実は文部科学省の中で研究開発校とか、教育課程の特例とか、そういうようなことでかなり弾力的にできることがあります。ですから、さらに国家戦略特区を使ってやるのであれば、もっと突き抜けたものをやらないと本来はいけないという気がしてなりません。

○八田座長 秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 まず、方向性としてはすごい一致していると思うのです。これが今日この会合に出て良かったなという1点です。

ただ、違っているのは、今、目の前の現実をどう見るかとか、あと目標をどの目線で考

えるかという、ここがちょっと違うかなと思っていまして、一つ目の見えている現実でいくと、例えば、武雄市の例をどう見るかということなのですが、あれを今の制度の中でやれますよと、ほら、だって武雄市はやっているではないですか。これを言うと、私は一民間人として、制度上出来るようになっているのですよと言われていることで、現実そうなっていないことが世の中にどれだけたくさんあるかというのが一般国民の普通の感覚だと思います。実は仕組みとして出来るのにやはりやりづらい。例えば、今回も武雄市の市長も、もう本当にこれだけ苦労して、ある意味、武雄市だから出来たとか、あの市長とか、人が揃っていたからたまたま出来た特別な例で、普通の人には出来ないよねということが、むしろ一般的な見方ではないか、感覚的には近いのではないかと。制度がいくらあったとしても、それが実態としてです。であれば、それを後押しするような、もっとやっていいのだよというものを特区などで出していくということが意義のあることなのではないかというのが一つです。

あと、そういうようにものを見たときに、おっしゃっていただくように、やはり理想はそれぐらい、本当にこんな提案を是非やってもらいたいという理想は私も大賛成です。でも、現実、今現場を持ってらっしゃる皆さんの目線からいければ、こういうことが出来たらいいと思うけれども、自分たちが直面している現場、現実からいければ、一足飛びにそこまで行けないけれども、せめてやはりこういうことが出来たらなという部分の道を作っていくということを具体的にどうやっていくか。要は、現実とか実態をどう変えていくかというところに自分たちが下りていって、道を作っていく限りは、実態が前に進んでいくということはないのではないか。それは特区を実験場として、是非文部科学省にも使ってみていただいて、将来の姿を考えるとしていただきたい。

一つだけ、全く別の分野なのですけれども、今回特区の提案の中ですごく面白いというか、興味深かったのは、こういうことを私が申し上げるのも、農業の分野なのですけれども、農業委員会の特例みたいな措置を用意して、それこそヒアリングでは、そこに非常に問題があるというお話を聞いていたので、特例措置を用意したら、皆さん一斉に手が挙がるのかなと思いきや、なかなかそうではなかったのです。

ところが、ある小さな自治体がそれに手を挙げて、そういう提案に基づいて、実際の措置がなされてくると、ほかにも手が挙がってくるというような呼び水効果みたいなものもあると思いますので、それが先ほど工藤委員がおっしゃった、ちょっとでも勇気を持って手を挙げたところがあれば、それを引っ張り上げて、それを呼び水にして変えていくということは十分出来るのではないかなと思います。

○八田座長 私も今藤原審議官がおっしゃったことは大変エンカレッジングだと思うのです。例えば、外国人の校長などにバカラレアをお願いしようとするのは、当たり前のことだろうと思います。そのような校長に、お給料を余計に払っても、ほかできちんと節約する能力が学校経営者にあればできるだろう。だから、一人一人の給料は今までと違ってもいいかもしれない。だけれども、国からの補助をそれに従って余計出すというのにはあり得ないと思うので、生徒一人当たりにも同じ補助を出す。あとは工夫しろと、あるいは自治

体が工夫しようと、そういうようなことならば、相当あり得るのではないかと思うのです。

だから、一定の制約のもとに実験をするということはここでやってもいいのではないか。営利のところを入れないと、本当の競争は起きないんだろうと思います。これはほかの学校法人などを入れたら本格的な改革は望めないと思いますから、そこはかなり重要な点なのではないかなと思います。

○工藤委員 現場はどうなっているかは御存じだと思うのですけれども、ほとんどの自治体の場合は、国に、文部科学省に上がる前に、県教委で色々なことが止められているのです。県教委が色々な条件を付けたりして。私は仕事柄、小さな自治体の学校づくりに携わるけれども、文部科学省の委員もやっていますから、自分が決めた条例とかを知っていても使えないのです。県が全部止めている。そんなものばかり何十年とやっていて、文部省の担当官に聞けば、この間決めたあれですよと言っても全然。そういうのが文部省の場合、非常に多くて、だから、県教委とともに、文部科学省の気持ちが県教委と一緒にになると日本は変わるだろうなといつも思っていて、そのブレークスルーが、もしかしたら特区として一緒にやっていく。だから、文部省とか、各官庁の話をしていたら、そうですよねと言いたいのだけれども、なぜならないかというのはそこなのです。どうしましょうといつも思うのですけれども、何か展望はありますか。

○藤原審議官 やはりそういう意味で言うと、都道府県の教育委員会というのが間に入ってしまっているから問題で、それは例えば、大阪市みたいな政令指定都市ですと、給与負担も今回下りますし、人事権も元々持っているということで、ある意味、国と直に話ができるのです。そういうところだと結構いい。本来であれば、基礎自治体がもっと義務教育も含めて権限を持って、県のそういう中間をすっ飛ばして国と話ができるというのが本当はいいのかもしれません。私は元々そう思っています。

○工藤委員 例えば、被災地のことでも、復興の査定とかが県に上げてから国なのです。国の担当官に聞いて大丈夫ですよと言っても、まだ自治体レベルではいつ査定がどうでしょうかとものすごいことになっていて、こんな非常事態でもすっ飛ばせないです。それはものすごいがちがちになっている。

だから、県教委の当たり等を含めて革新的なことが起きると、ものすごく教育の世界はスムーズに行くと思うのです。直接そういう基礎自治体と文部科学省が手を組んでやってみようみたいな、何かそういう小さな自治体と動く特区みたいなのがあると良かったかなと思います。

○八田座長 本日は本当に予想以上にエンカレッジングな話をいただいて、大阪市にも頑張ってもらいたいし、文部科学省のほうも主体的に色々と案を出して言っていただきたいなと思います。またよろしくお願ひいたします。

事務局からはありますか。

○藤原次長 成長戦略の改訂のところに御指示に従った内容を書かせていただこうと思います。また文言の調整等をよろしくお願ひいたします。

○八田座長 分かりました。

それでは、どうもよろしくお願ひいたします。